

高幡地区、豊田南地区、日野駅北地区、四ツ谷前地区における
「店舗地区」の土地利用についてのお願い

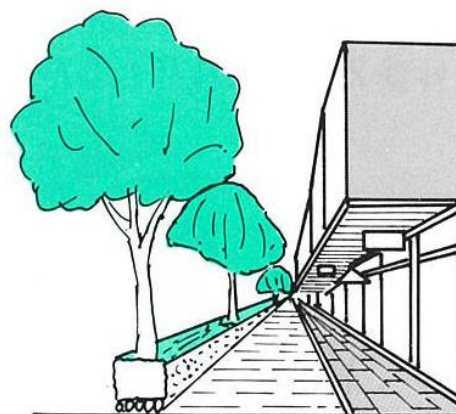
令和5年4月1日
日野市都市計画課計画係

道路側の壁面後退によるオープンスペースの確保をお願いしています

低層階の住宅系の用途を制限し、店舗としての土地利用をお願いしています

下記対象地区で土地利用を計画する際は、商業の活性化のため以下のことをお願いしています。

- 道路側の壁面後退を定めている地区では、公共用地と一体となったオープンスペース(歩行者空間)を確保する。
- 地区整備計画により低層階の住宅や共同住宅等の用途を制限している地区では、店舗としての土地利用を図る。



1. 対象地区

地区計画	地区の区分	用途地域	オープンスペース の確保	住宅系用途の制限
高幡地区地区計画	店舗地区(A)	商業地域	あり	1 階及び 2 階
	店舗地区(B)	近隣商業地域	なし	1 階
豊田南地区 地区計画	店舗地区(A) ※別途、地区まちづくり 計画あり	商業地域	あり	1 階
	店舗地区(B)	近隣商業地域	あり	なし
日野駅北地区 地区計画	店舗地区(A)	商業地域	あり	1 階
四ツ谷前地区 地区計画	店舗地区	商業地域 近隣商業地域	あり	1 階

2. オープンスペースの確保について

- ・次ページに図示した範囲には、地区整備計画により、道路側に壁面の位置の制限を定めています。
- ・オープンスペース(歩行者空間)を確保するという趣旨上、壁面の位置の制限に加え、垣・さく等を設置しないようお願いいたします。
- ・住宅系用途が制限されていない豊田南地区店舗地区(B)は、1 階部分が住宅である場合はオープンスペースを確保する必要がないため、道路境界線上に垣・さく等を設置することができます(ただし、その場合も建築物の外壁は1m以上後退するようにしてください)。

■オープンスペースを確保する範囲…下図のうち黒太線(四ツ谷前地区は黒太線及び点線)で表示する部分

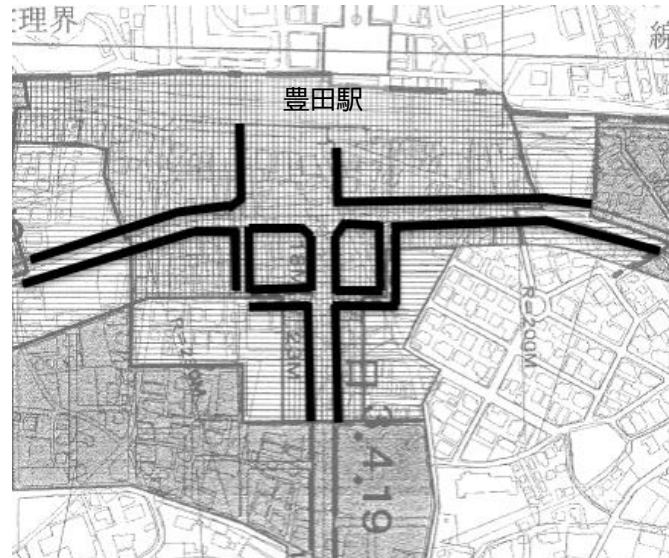
高幡地区地区計画

道路境界線までの距離は 1m 以上



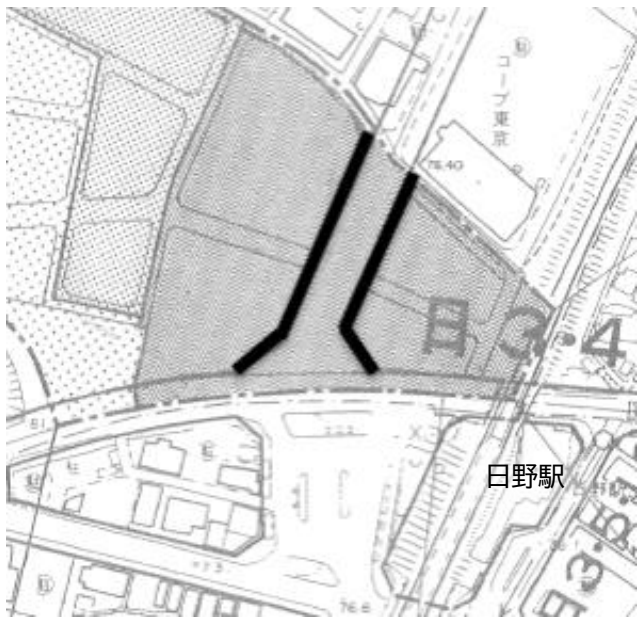
豊田南地区地区計画

道路境界線までの距離は 1m 以上



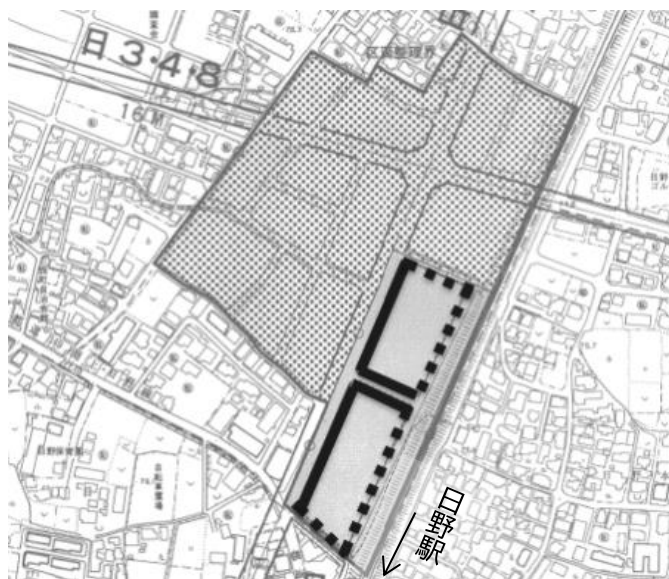
日野駅北地区地区計画

道路境界線までの距離は 1m 以上



四ツ谷前地区地区計画

1・2 号壁面線(実線):道路境界線までの距離は 1m 以上
3 号壁面線(点線):道路境界線までの距離は 2m 以上



2. 住宅系用途の制限について

- ・地区整備計画により、1 階(高幡地区店舗地区(A)は 1 階及び 2 階)に住宅系の用途の制限を定めています。
- ・用途地域が商業地域、近隣商業地域であることも踏まえて、店舗等の商業を活性化させる用途での計画をお願いします。
- ・豊田南地区店舗地区(B)には住宅系用途の制限はありません。

問い合わせ先:都市計画課計画係 042-514-8354(直通)